

**神戸市保健医療連絡協議専門分科会  
病床整備検討部会（平成26年度第1回）**

1. 日時 平成26年6月26日（木） 午後2時28分～3時28分
2. 場所 神戸市役所1号館14階 大会議室
3. 議題 ① 神戸市病床整備検討部会の運営について  
② 部会長、副部会長の選任について  
③ 神戸圏域における病床整備（配分）について

事務局より出席者人数の報告（10名中6名（最終的には8名）の出席）、資料の確認

**【議題1 神戸市病床整備検討部会の運営について】**

事務局より資料2、資料3により、神戸市病床整備検討部会の位置づけ、運営要領を説明

●委員

プレゼンテーションを行う日と意見をまとめる日は、別の日ということですか。

●事務局

前回の例では、プレゼンテーションを延べ4日やり、意見のとりまとめで2回開催しましたので、プレゼンテーションと意見を調整するのは別の日がいいのかなと考えています。

●委員

資料4には、「地方公務員法の守秘義務に抵触するおそれ」と書かれており、趣旨は理解するが、地方公務員法直接の適用はないですね。

●事務局

審議会の場合は、いわゆる一人一人に委嘱するということで、委員は非常勤の特別職となり、地方公務員法は適用されませんが、地方自治法施行規定第15条が適用され守秘義務が課せられることになりますので、「地方公務員法の守秘義務に抵触するおそれがある」という表現にしています。

●委員

もしなければ、運営要領等で少し記載したほうがいいのかなと思ったのですが、結構で

す。

●事務局

この要領につきましては、本日付けで定めさせていただくということで、よろしいですか。

(「はい」の声)

●事務局

本日付で、神戸市病床整備検討部会運営要領について当部会決定ということにさせていただきます。

【病床整備検討部会の公開・非公開について】

事務局より資料3、資料4を説明

●事務局

運営要領第6条に、「会議は原則公開とする但し、それぞれの決議により一部公開または公開しないことができる」と定めています。

本日の病床整備検討部会は、公開としていますが、次回以降の病床整備検討部会の公開・非公開について、第6条第1項により、部会の決議に基づいて非公開としてはどうかということをお諮りさせていただきます。

考え方は前回の平成23年度と同じですが、基本的に、会議は非公開とし、会議資料・会議録は、委員名や事業者など特定されるものを除いて公開とする。プレゼンテーションについては、事業者の情報で、あくまでも意思の形成過程でもあり、率直な意見交換をしていただくためにも、会議、議事録も非公開とします。

病床配分の結果については、県に提出する承認通知の内容のみ公開とすることにさせていただきます。

具体的な承認通知の内容は、病床配分のあった医療機関名と配分病床数をプレスも含めて公表いたします。

応募書類、病床整備の計画書については、部会の中では共有しますが、非公開とします。ただし、配分を受けた開設者が病床を整備する際には、保健医療連絡協議専門分科会で、改めて病院開設の事前協議書が提出されるので、最終的には、どのような内容の医療をするかという資料につきましては、専門分科会において公開されます。

以上の公開・非公開という形の考え方にさせていただきたいと思いますが、ご意見等は

ございますか。

(「結構でございます」の声)

●事務局

それでは、資料4につきましては、当検討部会で本日決定といたしますか、「決議により一部公開または公開しない」という6条に基づき、この資料4の考え方にのっとり、次回以降、当検討部会を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、各事業者より提出された『神戸圏域における病床整備に係る事業計画書』に記載されている情報については、部会の委員以外に閲覧させたり、意見を聞くことは、応募者の個人情報を漏えいし、応募者の個人に不利益を与えることにもなりかねないため、行わないようお願いいたします。

この部会は、神戸市の附属機関等に位置づけられていることから、情報漏えいの場合、地方公務員法にも抵触する恐れがあるため、病床整備の如何に関わらず、本計画書及びそこに記載されている情報の取り扱いには十分留意をお願いいたします。

また、病床配分が決定された段階で、事業計画書については事務局の方で回収させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

【議題2 部課長、副部会長の選任について】

部会長に藤澤委員、副部会長に置塩委員を選任。

【議題3 神戸圏域における病床整備（配分）について】

事務局より資料5 病床整備（配分）に関するスケジュールを説明

●部会長

今、スケジュールについてご説明がありましたけども、何かご意見ございますか。

この部会が終わると、すぐ7月から公募が開始されるということで、公募期間は前回とほぼ同じ1か月間ということですが、よろしいでしょうか。

それでは、スケジュールに関しましては、これでお認めいただいたということで、実際のこの応募要領に関しまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局より資料6 神戸圏域における医療状況のまとめ、資料7 神戸圏域における病床の整備について説明

●委員

資料6で、明確な数字が不明かもしれないが、神戸市における回復期リハビリテーションの病床730という数は、全国的に、人口当たりから見ると、どんなものでしょうか。

●事務局

リハビリテーションについては、参考資料1の10ページに、市内の「回復期リハビリテーション病床」の一覧があります。

全市で730床で、人口10万単位でいうと47床です。全国が6万8,000床で、10万単位で53床ということで、6床程度少ないのですが、実は730床の内訳を見ると、前回配分した本山リハビリテーション病院や恒生病院は掲載されていますが、ポートアイランドの西記念リハビリテーション病院が掲載されていません。厚生省や県の調査でなく、一般社団法人回復期リハビリテーション病棟協会ホームページから引用しているため、すべてを網羅しているかは不明ですが、全国平均のやや下の程度だと思いますので、神戸市においてリハビリテーション病床が足りてるか否かということは、先生方のほうが実感としてご存じなのかなというのが事務局としては思います。

●委員

初歩的な質問ですが、資料7の療養病床の中には、医療保険適用と介護保険適用の両方あると思うが、ここでいう、療養病床はどちらになるのですか。

●事務局

病床を整備する場合は、医療法上、全部、医療の療養病床で整備することになっています。ただ届出の際に、介護保険で使うという届出か、医療保険で使う届出をするのか、という仕組みになっています。医療法上は、いわゆる療養病床で、使い方により介護と医療に分かれます。

●委員

それは医療機関に任せているのですか。

●事務局

基本的には医療機関の判断になります。

人員配置基準も変わると思いますので、病棟ごとで届け出るということを聞いています

が、具体の基準は、今、持ち合わせていません。

●委員

療養病床は、一般の方は、医療保険適用と介護保健適用とが重なっていると思っているかもしれないので、わかり易いようにお願いしたい。

●部会長

プレゼンのときは、医療に使うか、介護用に使うかまで踏み込んでプレゼンするのですか。

●事務局

プレゼンの際に、基本的に聞くことになると思います。

●部会長

様式上は、そこまで書く様式にはなっておらず、プレゼンのときにこちらから問わないと分からないのですか。

●事務局

様式では書いていません。ただ、前回の公募でも、介護療養はゼロでした。療養病床で使いたいという提案はありましたが、医療法人の方が申請されますので、基本的には病院として医療保険適用で使うという提案でした。提案で不明確な場合は、事務局でも聞くようにします。

●委員

療養病床で応募があれば、介護中心にするのか、医療を中心にするのかは、お聞きして、議論をしていただきたいと思います。

●副部会長

病床配分の際に、地域の他の医療機関とのかかわりや、地域の医師会とのかかわりも関係すると思いますが、前回の公募でも、地元医師会の話し合いという項目はなかったと思います。その他の項目のところ、既に地元医師会とはある程度の話ができています等について、記載してもらおうということでしたか。

●事務局

様式では、特にそこは求めてないです。もう少し詳しい話をいたしますと、病床配分が終わった後、病院新設や増床の許可の際に、事前協議を県が求めますので、そのときに地元医師会の意見や、神戸市保健医療連絡協議専門分科会の意見を付すことになっています。

今回は、あくまでも公募であり、地元医師会の意見について記載を求めたり、記載して

はいけないということはありません。ただ、審査される際に、そういう周りの外部環境ですか、そういうのもやっぱり配慮事項の1つにはなると思いますが、プレゼンの絶対条件ではないとは考えています。

●委員

資力とか資金計画については、応募者がご自分で書いていただく資料をもとに判断するのですか。その裏付については、当部会では関与しないということですか。

●事務局

一番の問題は、病床配分をしたにもかかわらず、計画が実現しないという事例があれば困るので、申請ベースでもいいから、資金計画もきっちりと埋めてもらうようにというのは兵庫県の指導です。開設に要する資金計画の数字については、形式的なチェックにならざるを得ないと考えています。

●委員

前回の537床は、皆、配分された病床を使っているのですか。

●事務局

23年度に病床配分を受けた開設者が、現時点で使用許可を受けてない事例は1事業者だけあり、現在建設中です。

資料7応募要領の1ページ、応募の基準の注1にあります。23年度に病床配分を受けた開設者が、応募時点で使用許可を受けていない場合は応募基準を満たさないこととしています。これは、前回配分して、まだ患者の利用もないのに、さらに配分するのはちょっとどうなのかなというのがあり、兵庫県とも調整したのですが、当部会でもご意見を頂ければと思い、説明をさせていただいております。

●委員

たしか2年間で、開設するという条件がありましたね。

●事務局

前回は、23年に配分して25年の3月までに使用許可という条件でしたが、いくつかの事業者が工事が遅れたりたため、県に遅れますという手続きを行い、一定の猶予はいただいていますので、今、建設中の事業者も、基本的にはそういう手続きをしており、遅れることについても、県は承認しています。

今回も同じように28年の3月までに具体化してくださいということを明記はさせていただいています。

ただ、昨今、市の工事入札の状況を見ても、価格が高くなったり、期間が長くなったりという状況があるため、そこは兵庫県が判断することになります。

#### ●部会長

全国的に、病院の入札が落ちてないみたいですね。計画してもちょっと延期みたいな形になる状況が考えられないこともないと思います。

応募要領1ページ、応募の基準の3番のア、ウ、エは、計画書が出された時点で、事務局が、ある程度は調査するのですか。例えば、都市計画法等との調整や、医療の立入検査における指導の有無やその対応状況は、この部会で全部把握するのはなかなか難しいですが。

#### ●事務局

アについては、基本的に神戸市の保健所で医療の全病院の立入調査を行っています。神戸市外からの新規開設者は、ちょっとわからないですが、既存の病院が増床するという場合は、立入検査の状況やその改善状況というのは保健所で把握しております。後で保健所長から補足していただけたらと思います。

ウの都計法、国土計法については、新たに開設する場合は、開発許可等について、市の別のセクションがありますので、そこで用途区域でこういう建物は建てられないとかは全部網にかかるようになっています。

エも、基本的にこの計画書に、人員や、医療法上の配置基準とかを書きなさいというのがありますので、それでチェックするような形にはなっています。ただし、免許証と整合してまではこの段階ではいたしません。あくまでも申請主義になっています。

#### ●委員

補足というほどでもないですが、医療法の立入検査に関しましては、何か違反を見つけるという立場ではなく、医療事故などが起こらないように問題があれば早く直してくださいという立場ですので、神戸市の場合は、指導・指摘ということは口頭や文書で行っています。各病院で、医療事故もありますが、特に悪質で何か意図的でとかいうような事例はありませんし、医療法上で見る項目としては、運営面というよりも、医療の質、人員、構造設備などが保たれているかという観点で見ます。特に事業者自体の大きな問題があるということではなくて、その事業者が運営している医療機関そのものが問題ないかどうかという観点で見えております。神戸市の状況では、今のところは、市内の全医療機関について、応募に関して問題になるという事例は、少なくとも今のところは把握しておりませんが、

出てくれば、その情報は適切に情報共有をしたいと思っています。

● 部会長

本日、様々な意見が出たと思いますが、基本的な病床整備の考え方とか、配慮すべき点というのは、各委員の方々に十分認識はしていただいたと思いますし、それ以外にもいろいろな意見をいただきましたので、それに関しましては、今後、公募を行い出てきた案件に関して、それを踏まえた上で審議をしていきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、7月から、先ほどスケジュールでお認めいただきましたけども、病床の公募を開始したいと思いますので、また申請がございましたら、それに関して、この部会の日程を調整していただいて、皆様のご協力、よろしくお願ひしたいと思います。

● 事務局

貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございます。

本日、決めていただきましたスケジュールと、応募要領で、7月1日から公募をさせていただきますと思います。公募については、ホームページ等でできるだけ周知をさせていただきますと思います。

次回以降は、先ほども説明させていただきましたように、この部会については非公開ということさせていただきます。

これからのスケジュール、8月、9月と大変皆様お忙しい中、また日程調整させていただきますけれども、何とぞご協力いただきますように、よろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

● 部会長

どうもありがとうございました。